人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15
皇宮警察本部	〒100―0001	東京都千代田区千代田１－３
皇宮警察本部京都護衛署	〒602―0881	京都市上京区京都御苑内

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、皇宮警察本部に提出すること。

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

③　申込受付期間　平成24年４月２日（月）から４月３日（火）まで。

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年４月３日（火）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

⑵　インターネットによる申込みの場合

①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）

なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。

②　申込受付期間　平成24年４月２日（月）９時から４月12日（木）まで。

なお、申込みは、４月12日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。

受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

10　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。

⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成 24 年度法務省専門職員（人間科学）採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

平成 24 年４月２日　　人事院事務総長　吉田　耕三

1　試験の名称　平成24年度法務省専門職員（人間科学）採用試験

2　試験の区分　矯正心理専門職Ａ、矯正心理専門職Ｂ、法務教官Ａ、法務教官Ｂ、法務教官Ａ（社会人）、法務教官Ｂ（社会人）及び保護観察官

3　対象官職　係員の官職のうち、次に掲げる官職

⑴　少年鑑別所における少年の資質の鑑別及び刑事施設における被収容者の資質の調査に関する業務に従事することを職務とする官職

⑵　法務教官の官職

⑶　保護観察その他更生保護に関する業務に従事することを職務とする官職

4　給与　この試験に合格し、採用された者が「一般職の職員の給与に関する法律」の適用を受ける場合の俸給月額は、原則として次のとおりであるが、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」第９条第１項により、下記の金額から、俸給月額に100分の4.77を乗じて得た額に相当する額が減ぜられ支給される。

（試験の区分）	（適用俸給表）	（俸　給　月　額）
矯正心理専門職Ａ 矯正心理専門職Ｂ 法務教官Ａ 法務教官Ｂ	公安職俸給表㈡　１級21号俸	195,700円
保護観察官	行政職俸給表㈠　１級25号俸	172,200円
法務教官Ａ（社会人） 法務教官Ｂ（社会人）	公安職俸給表㈡	１級21号俸を基準とし、採用前の経歴を勘案して決定される。

なお、このほか、法律の定めるところにより、諸手当が支給される。

5　受験資格

⑴　試験の区分「矯正心理専門職Ａ」

ア　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた男子

イ　平成３年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑵　試験の区分「矯正心理専門職Ｂ」

ア　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた女子

イ　平成３年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者

㋑　人事院が㋐に掲げる者と同等の資格があると認める者

⑶　試験の区分「法務教官Ａ」

ア　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた男子

イ　平成３年４月２日以降に生まれた男子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成25年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑷　試験の区分「法務教官Ｂ」

ア　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた女子

イ　平成３年４月２日以降に生まれた女子で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

㋑　短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び平成25年３月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

⑸　試験の区分「法務教官Ａ（社会人）」　昭和47年４月２日以降に生まれた男子（⑶アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑹　試験の区分「法務教官Ｂ（社会人）」　昭和47年４月２日以降に生まれた女子（⑷アの受験資格を有しなくなった者に限る。）

⑺　試験の区分「保護観察官」

ア　昭和57年４月２日から平成３年４月１日までに生まれた者

イ　平成３年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

㋐　大学を卒業した者及び平成25年３月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者